



ケアマネージャー様へ

お役立ち情報

令和4年12月号

要支援者のケアマネジメント 居宅介護支援も指定対象に

要支援の高齢者を対象にケアマネジメントを行う「介護予防支援」について、厚生労働省は指定対象の事業所を拡大する方針を固めた。現行では地域包括支援センターに限定しているが、居宅介護支援事業所なども指定対象として認めていく。次（2024年度）の制度改正での実現を目指す。包括の業務負担の軽減につながる狙いがある。



介護予防支援を担っている居宅介護支援事業所は既にあるが、それは包括からの委託という形。厚労省は指定対象の制限を緩和することで、包括が居宅に任せやすい環境を作りたい考えだ。

背景には、高齢化などで包括に期待される役割が非常に多くなっていることがある。介護予防支援の負担を減らせれば、総合相談や権利擁護、ケアマネジメント支援など他の業務に力を注いでもらえるとして、自治体からも指定対象の拡大を求める声があがっていた。

財務省

24改正でトーンダウンか？

財政制度等審議会は11月29日、2023年度の予算編成などに向けた建議（意見書）をまとめ、鈴木俊一財務大臣に提出した。建議では、原案となっている財務省の提言からのトーンダウンをうかがわせる文言の修正もあった。

同省は同月7日の分科会で、社会保障に関する提言を発表。建議の文章はこれを元に作られている。厚生労働省では現在、2024年度の介護保険制度改正（24改正）に向けた審議が大詰めを迎えており、建議の内容は今後の行方を占う。



提言で財務省は、24改正の焦点の一つとなっている“ケアプラン有料化”について、第9期介護保険事業計画が始まる2024年度から「導入すべき」としていたが、建議では「導入することが適切である」とするにとどまった。一方、要介護1・2の訪問介護、通所介護の総合事業移行については、文言の修正はなかったものの、提言の段階で「移行を目指し、段階的にでも、生活援助型サービスを始め、地域の実情に合わせた多様な主体による効果的・効率的なサービス提供を可能にすべき」としていることから、同省側も実

介護の利用者負担引き上げの検討促す 2割の対象拡大が焦点

根強い反対意見があることも考慮し、丁寧に検討を進めていく構えだ。

厚生労働省は28日、2024年度に控える次の介護保険制度改正をめぐる協議を進めている審議会で、利用者負担の引き上げを俎上に載せた。2割負担の対象者を拡大することの是非について、中立的な立場をとりながら「検討してはどうか」と促した。



高齢化で給付費が更に膨張していく一方で、制度を支える現役世代は急激に減少していく今後を見据え、制度の持続可能性を高めたいという考えがある。有識者で構成する委員の主張は分かれた。「支払い能力のある人には負担してもらうべき」との声があがった一方で、「サービスの“利用控え”につながる」

「かえって重度化を招く」といった批判も噴出した。議論は平行線をたどっており、最終的には政府・与党の政治決着に委ねられる見通し。大枠の方針は年内に決まる。

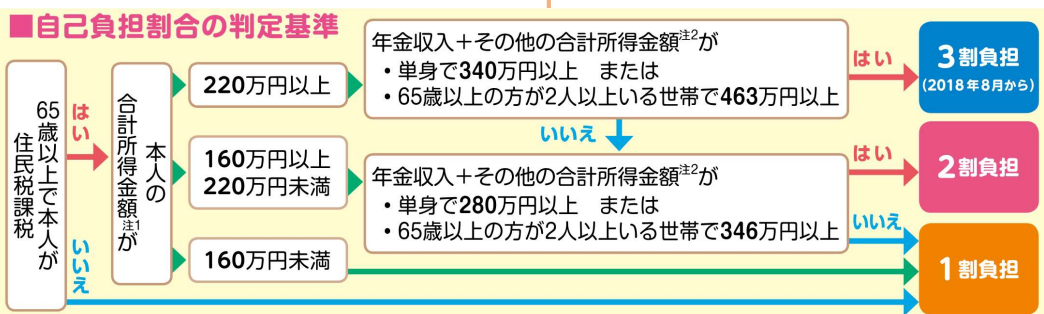
介護の利用者負担は現在、所得に応じて1割から3割と定められている。2割負担は年収280万円以上（単身の場合）など、一定の所得がある高齢者が対象。3割負担はそのうち、年収340万円以上（単身の場合）など現役並みに所得がある高齢者のみに適用される。

今年7月時点で、利用者全体のうち2割負担の対象者は4.6%、3割負担の対象者は3.6%。それ以外の90%超は1割負担となっている。

今回の制度改正で検討されているのは、2割負担の対象者を拡大することの是非。現行の年収280万円以上（単身の場合）という基準を引き下げるか否か、が大きな焦点となっている。

厚労省は今後、水面下での詰めの調整で落としどころを探っていく。賛成・反対の両論があるのは政府内も同じで、関係者は「まだ方向性が定まっていない」と話した。

与党内では、「物価高騰のなか負担増は難しい」との慎重論も少なくない。また、内閣支持率の更なる低下を招きかねない施策は避けるべき、といった指摘も多い。このため、2割負担の対象者の拡大は小幅に留まるという観測も出ている。



訪 問
リハビリ
マッサージなら
お気軽にご相談を

訪問リハビリマッサージ

グリーン訪問マッサージ グリーン訪問マッサージ

〒273-0011 千葉県船橋市湊町 2-8-11-403

070-8945-2235